

お墓を建てる前に読む本

～琉球墓の参考書～



有限会社 中部大理石

はじめに…

「お墓を建てよう…」

そう考えた時、あなたは どうしますか？

金額・納期・土地やお墓にまつわる沖縄独特の風習…。誰に聞けば良いのか？何が正しいのか？分からないことばかり…。お墓を建てるのは、一生に一度あるかないかのこと。ましてや、決して安い買い物ではありません。お墓を建てることは、家を建てることと似ています。お墓も家と同じようにその場所に何十年、何百年とそこにあり続けます。その場しのぎでとりあえず間に合えばいいというものでもありません。どうか、ご家族で十分に話し合っ て大切なお墓を建ててください。この資料を読んでいただき、皆様のお墓造りに役立てていただき又、当社をお墓造りに選んでいただくことを願ひ作成しました。

現在の代表的な形

亀甲墓

本島中南部によく見られる形で中国からの^{でんば}伝播ではないかと思われる。

一般的に緩やかな斜面に多く見られ亀の甲羅状の石屋根の下に、4畳から大きい場合は8畳くらいの石室が設けられている。

亀の甲羅状の屋根が覆う部分は、母の胎内、そこから生まれてきた出生以前の胎内を意味している。以前は風葬の習慣があり、死後数年間

^{いがい}は遺骸を石室に放置し、数年後に親族で洗骨し改めて骨壺に納骨して石室に収めた。伊江御殿家の墓が始まりで17世紀頃から造られているものとされる。



破風墓

沖縄で最初の破風墓は玉^{たまうどうん}陵^{りょうぼ}である。玉^{たまうどうん}陵^{りょうぼ}は琉球王国、第二尚氏王統の歴代国王が葬られている陵墓。1501年に築墓したと伝えられている。破風とは切妻や入母屋などにできる、妻側の三角形部分の造形。側面から見た形をいう。



わりゅう

和琉式墓（和琉墓）

近年、小型の墓とされ注目されている。小型であることから金額的にも安くなります。和式と琉球墓をちゃんぷるーしたような形とネーミングである。



ユンヂチ

沖縄の年中行事には、今でも太陰曆たいいんれき（旧曆）が用いられている。太陰曆たいいんれき

では1年が約354日と太陽曆たいようれきより約11日短いため、月と季節がずれるのを防ぐために、約19年に7回のうるう年を設けて調整する。そのうるう年のことをユンヂチという。ユンヂチの年には同じ月が2回あり、その内のひと月は付け足しで、あの世のご先祖様からこの世へは目が届かない月とされている。

琉球風水（フンシー）

風水思想の起源は古代中国です。

風水の基本は自然の地形と土地や建物の形とを調和させて住み良い環境を作ることです。

琉球風水は、中国と日本から伝播でんぱした風水を琉球の風土に合わせ発展しました。

当社では、お客様の要望により九星気学と姓名からお客様の風水を鑑定し墓の建立や方角を無料にて判断致します。

お気軽にご相談下さい

お墓選びはお店選び

現在、墓は主にコンクリート造、御影石造が主に建てられています。墓石を販売するのに特別な許可や免許は必要ありません。やろうと思えば誰にでも「にわか墓石業者」になれます。そうした業者は、販売が終われば事務所を閉鎖売りっぱなしで連絡が取れなくなることもあります。石材店は、工場を抱え、従業員を抱え日頃の仕事をしています。建設業許可を持ち、石材施工技能士を抱える会社もあります。お墓を建てて満足するか後悔するかは、お店選びによって決まります。沖縄では多くの墓工事業者が存在します。日本石材産業協会発行の冊子にも記述されていましたが お墓選びは石材店選びとありました。当社でもそうでしたが、沖縄の石材屋は営業が下手でこれまで墓業者に独占されていました。今では多くの石材店でも墓の施工を行っています。

ほとんどの場合、製品は中国で製造されています。しかし、石材の性質をよく知っているのはやはり石材店です。沖縄の石材店は墓以外にも建築や土木に関わっています。自社工場を持ち日頃は石材屋として製品の加工・施工をしています。

そのような会社は、良い職人さんも抱えています。石材店は、石材に関する事、施工に関するノウハウを持っています。

当社は、2級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士、1級石材技能士と免許、そしてこれまで培ってきた加工技術、施工技術を持つスタッフが揃い、皆様の祖先崇拝、永代に渡る子孫繁栄のお手伝いに役立てると自負いたしております。

お墓を建てるまでの流れ

① 打合せ・ご相談



土地の有無、形、大きさ、土間・外柵の仕上げ他

② 見積



見積内容のご確認

③ ご契約



墓地の申請手続き

④ 地鎮祭



仮墓の移動、神式、仏式、設営、お供え物など

⑤ 工事



墓標など最終確認

⑥ 完成・引渡し



⑦ お祝い・納骨

① 打合せ・ご相談

墓地の有無、墓の形・大きさ、土間の仕上げ、外柵の仕上げなどを打合せします。また、仮墓の移設などのご相談、風水のご相談なども承ります。

② 見積

見積金額を書面にて提示し調整などを行います。

③ ご契約

お客様と書面にてご契約いたします。その際、図面も提示します。ご相談の上、前金を頂くこともあります。

④ 地鎮祭

じちんさい地鎮祭は、工事を始める前に行う、その土地の神（氏神）をしず鎮め、土地を利用させてもらうことの許しを得ることです。これには神式と仏式があります。一般的にはお客様主催で執り行われます。

⑤ 工事

図面にそって、工事を進めていきます。

⑥ 完成・引渡し

お客様と現場の完了確認を行い、引渡しします。

⑦ お祝い・納骨

墓のお祝い（ハカスージ）、納骨を行います。

地鎮祭

準備するもの

神式

しんせん
神饌（お供え物）

米 1升位（2kg）

酒 一升（本土では、清酒となっていますが、沖縄では泡盛が代表的。）

海幸 鰹節2本、昆布2袋、スルメ3枚

野菜（時節もの5種ほど）

例：大根1本、人参3本、きゅうり3本、ナス3本、キャベツまたは白菜1個、その他季節の物

果物（時節物3種ほど）例：ミカン5個、りんご3個、バナナ1房等適

当量

塩 一袋ぐらい

水 コップ1杯

仏式

花束

果物 三種（個数は何個でもよい。）

野菜 三種

海産物 三種（乾燥物）

塩 一袋ぐらい

※ 詳しくはおたずねください。

齋場設営（神式）

青竹（2m以上）	ガジュマル （2m、1本・1m、1本）	ツルハシ ショベル 紅白テープ	テーブル3台 イス
----------	------------------------	-----------------------	--------------

テント	杭（竹、ガジュマル用）	盛砂（3袋程度）	しめ縄
-----	-------------	----------	-----



神式風景



神式お供え物

所要時間

祭儀は、20分位です。引き続き、神式：直会（なおらい）という宴が開かれます。

ここで施主と設計・施工関係者の懇親を深めます。※仏式はおとき(斎)と呼びます。

『以上の外、生魚、鏡餅、菓子類など又、それ以外のお供え物として奉獻酒（下記参照）を供へる事もよい。』とされております。

その他祭場用品として準備いただくものに、竹・クイ・注連縄・砂・ガジュマル・紅白のテープで巻かれた鍬入れ用のスコップやつるはし・テーブル・テーブルがけ(白布)などあります。これらは施工会社が準備してくれます。

熨斗袋(のしぶくろ)・御神酒

熨斗袋に『初穂料』や(初穂料・玉串料・御礼)と施主の名前を書いて神主に渡します。(3万円)目安。

御神酒は、化粧箱入りにし、箱奉獻紙で包み(奉納・奉獻・奉獻酒)や(氏名や会社名)を書きます。

熨斗袋は、ボールペンや万年筆よりもできれば筆ペンなどで書かれたほうが良いでしょう。

日取りについて

大安にこだわる方が多いようですが、私が聞いた話では大安でなければならぬことはないそうです。

下記が参考になればと思います。時間に関しては、潮が関係します。干潮から満潮へ向かう時間帯です。

また選日の一つにせんじつ一粒万倍日いちりゅうまんばいびがあります。

六曜・意味

大安

全ての物事をとりおこなうのに良い日。午前 9 時から午後 5 時まで

赤口

万事に用いない悪日、ただし法事、正午だけは良いとされる。

先勝

万事に急ぐことが良いとされる。

「午前中は吉、午後二時より六時までは凶」と言われる。

友引

朝は吉、昼は凶、夕は大吉。ただし葬式を忌む

先敗

午後良い。午後は大吉。先んずるのは良くない日。

仏滅

何事も遠慮する日、病めば長引く、仏事はよろしいとされる。

一粒万倍日

いちりゅうまんばいにち

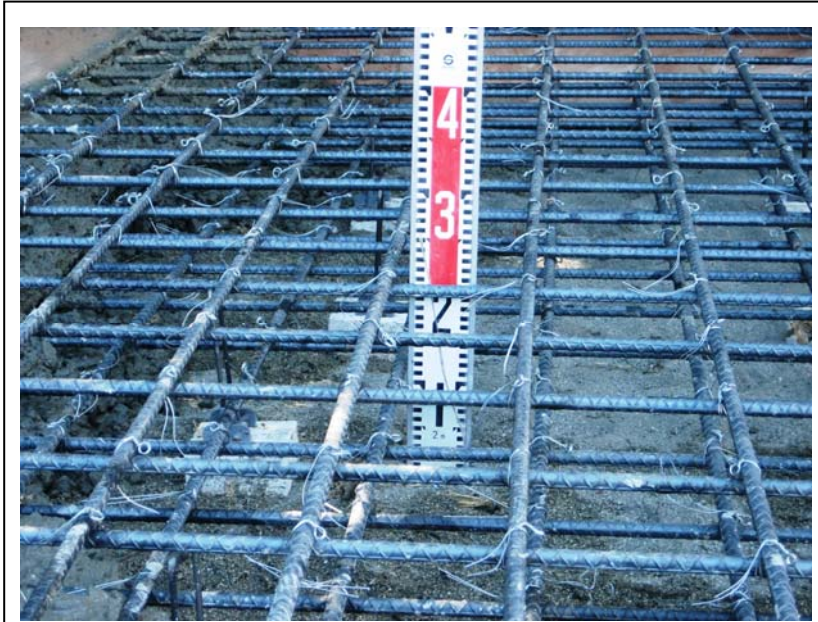
一粒万倍日とは、十干十二支の組合せによってその日の吉凶を占う選日の一つです。単に万倍とも言う。

「一粒万倍」とは、一粒の粃（もみ）が万倍にも実る稲穂になるという意味である。一粒万倍日は何事を始めるにも良い日とされ、特に仕事始め、開店、種まき、お金を出すことに吉であるとされる。ただし、借金をしたり人から物を借りたりすることは苦勞の種が万倍になるので凶とされる。一粒万倍日は数が多いことから、他の暦注と重なる場合がある。その場合、吉日と重なったら一粒万倍日の効果が倍増し凶日と重なったら半減するという。

一粒万倍の他に、「八専」「十方暮」「不成就日」「天一天上」「三隣亡」「三伏」「犯土（大土・小土）」「臘日」があります。

施工

墓の基礎部分は転圧後、鉄筋をダブル配筋しコンクリート厚 25 センチを基本にしています。墓の庭^な部分はシングル配筋で打設します。



ダブル配筋



打設状況

墓施工

墨出しをし方角を合わせ、石材用エポキシ系ボンドを併用して施工していきます。ダボやカスガイなどの金具はステンレス SUS304 太さ 10 mmを使用します。コーキングに頼らない防水と石材用の撥水剤を使用し先祖に対するお客様の気持ちを込め永代に続くよう考慮しています。



ステンレス製カスガイ



ステンレス製ダボ



組立風景

破風墓の名称



眉石

屋根

フタ

袖石

墓標

サミデー

ウコール



カビアンジャー

墓のお祝い（ハカヌスージ）

沖縄では、新しく墓を建立すると盛大にお祝いする。

順序

1. 墓地を清める
2. お祝いの曲（カセットなどで3曲）
3. 納骨
4. フタを閉める。
5. 供物を供える（重箱、御菓子、果物、餅、花、お茶、酒、水等）
6. 住職による読経
7. お祝い（食事、自由懇談）、施主・施工者などの挨拶
8. カシャシーで閉める。

これは一般的なお祝いです。神式・仏式などや地域によって内容などに違いがあります。



墓地埋葬法関係

お墓を造る場合の重要なお知らせ！！！！

お墓を造る場合は、県知事の許可が必要です

お墓を設置しようとする者は「墓地、埋葬等に関する法律」により、県知事の許可を受けなければなりません。

本来、墓地等の経営については、市町村が主体となってやるべきこととなっているため、個人墓は原則認められていません。

沖縄の習俗である個人墓が無秩序に散在化すると、生活環境の悪化を招くだけでなく、無縁墳墓ともなり、都市計画の障害になることも予想されます。

このため、極力、公営墓地又は、地域共同体的な共同墓に入ることが望ましいです。

しかし、やむを得ず個人墓を必要とする方は事前に保健所まで相談するようお願いいたします。

個人墓申請の手続きについて

- (1)墓地の経営許可申請書
- (2)市町村長の意見書(各市役所庁舎の市民生活班にて受付可能:詳細は健康増進課にて確認してください)
- (3)自治会長の意見書
- (4)土地の登記簿謄本(法務局にて交付)
- (5)当該地公図(法務局にて交付) 他

※詳細については、当社担当までご相談ください。

墓地等経営許可申請窓口

市町村名	担当課	電話番号	住所
南城市	生活環境課	098-946-8981	〒901-1292 南城市大里字仲間 807
大宜味村	建設環境課	0980-44-3280	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157
恩納村	住民課	098-966-1205	〒904-0492 恩納村字恩納 2451
伊江村	建設課	0980-49-3162	〒905-0592 伊江村字東江前 38
座間味村	環境衛生課	098-987-2320	〒901-3402 座間味村座間味 109
粟国村	民生課	098-988-2017	〒901-3702 粟国村字東 367
渡名喜村	民生課	098-989-2317	〒901-3692 渡名喜村 1917-3
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036	〒901-3804 南大東村字南144-1
北大東村	住民課	09802-3-4055	〒901-3902 北大東村字中野 218
伊是名村	建設環境課	0980-45-2004	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203
久米島町	環境保全課	098-985-7126	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870
与那国町	まちづくり課	0980-87-2241	〒907-1801 与那国町字与那国 129

保健所管轄

市町村	管轄保健所	電話番号	住所
名護市、本部町、国頭村、東村、 今帰仁村、伊平屋村、	北部保健所 生活環境班	0980-52-2636	〒 905-0017 名護市大中 2-13-1
宜野湾市、沖縄市、うるま市、宜野座村、 金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北 中城村、中城村	中部保健所 生活衛生班	098-938-9787	〒 904-2155 沖縄市美原 1-6-28
那覇市、浦添市、渡嘉敷村、	中央保健所 生活衛生班	098-836-1340	〒 902-0076 那覇市与儀 1-3-21
糸満市、豊見城市、南風原町、 八重瀬町、与那原町、西原町	南部保健所 生活環境班	098-889-6799	〒 901-1104 南風原町宮平 212
宮古島市、多良間村	宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501	〒 906-0007 宮古島市平良東仲宗根 476
石垣市、竹富町	八重山保健所 生活環境班	0980-82-3240	〒 907-0002 石垣市真栄里 438

お墓の移動には許可が必要です。

お墓を新しく立て替えることを「改築」といいます。改築をする時には、僧侶に閉眼供養と呼ばれる魂抜きのお読経をあげてもらい、完成までの期間、遺骨はお寺に預かってもらいましょう。新しいお墓が出来上がったら、墓前に花・線香・菓子などを供え、魂入れのお読経をあげてもらいます。これを開眼供養と呼びます。

離島から沖縄本島へお墓を移す場合など、埋葬された遺骨を他の墓地や納骨堂に移動させることを「改葬」といいます。この場合は現在お墓のある自治体、移動させる自治体の許可が必要で、書類による申請をしなければなりません。

改葬する場合、最初に遺骨が埋葬されている市町村役場の戸籍課あるいは住民課の窓口で、改葬許可申請書をお願いします。申請書は改葬する遺骨1人分につき1枚必要ですので、お墓に納骨されている人数分を揃えるのを忘れないようにしましょう。

遠隔地の場合、申請書は郵便で取り寄せることもできます。

【申請書に記入する内容】

- ・改葬しようとする故人の本籍、住所、氏名、死亡年月日、埋火葬年月日など
- ・現在、埋葬されている墓地の所在地
- ・改葬先あるいは納骨堂の所在地
- ・申請人の氏名、住所、続柄

などとなっています。遺骨を親族の墓地に預けている場合、その墓の名義人の改葬承諾印も必要になってきます。

記入を済ませた後、市町村窓口に出し、改葬許可を受けます。この場合も郵送で提出することができます。許可が下りたら僧侶に来てもらい、閉眼供養をして遺骨を取り出します。その後、改葬先に納骨し開眼供養をします。

※許可申請せず建墓する業者もあります。ご注意ください。